

## 榛名林間学園のあり方について（最終報告）

榛名林間学園は「いたばしNo.1 実現プラン 2025（経営革新計画）」（令和3年1月策定）に基づき、施設の改築・改修等についてサービスや事業のあり方を検討したうえで方向性を整理し、令和3年度（2021年度）にあり方の結論を出すための検討を続けてきた。以下に検討結果について最終報告を行う。

### I 榛名林間学園のあり方の検討

榛名林間学園のあり方検討においては、現状の分析を踏まえたうえで、次の視点から検討を行った。

#### 1 榛名林間学園の利用ニーズからの視点

##### (1) 移動教室のニーズ

榛名林間学園条例第1条では、設置目的を「板橋区区立学校の児童及び生徒の校外における教育活動の促進並びに区民の社会教育活動の進展に資する」としており、校外施設として建設された施設である。

長年の運営経験により、円滑な移動教室の実施に寄与していることは想定できるが、区内小学校長に対するアンケート結果を見ると、移動教室の実施場所は必ずしも榛名林間学園でなくとも現在の移動教室の実施水準が落ちないのであれば代替施設での実施も可能であると考えられる。また医療提供の不足に対する懸念が大きいことも分かった。

##### (2) 青健キャンプのニーズ

青健キャンプで榛名林間学園を利用する主たる理由は、①板橋区からの距離が近いこと②1団体で施設を利用できること（他の団体が同時に利用しない）であり、実施条件が同等であれば他の場所での実施も可能であると考えられる。現に榛名林間学園を利用している地区委員会の中には、キャンプ実施場所について八ヶ岳荘などの代替施設の検討を行っている地区もあった。

##### (3) 一般利用のニーズ

一般利用客の主たる施設利用目的は周辺ハイキングや榛名湖でのアクティビティであり利用時期は4月から10月頃となるが、この時期の利用は、移動教室、青健事業、社会教育団体が一般利用に優先されることから、一般利

用のニーズを満たすことは難しい。また冬季は周辺にレジャー施設が少ない  
うえ、榛名湖での氷上穴釣りも近年は中止の年も多いことから、利用を増や  
すことの障壁となっている。

## 2 移動教室の代替施設での実施からの視点

### (1) 八ヶ岳荘での実施

現在中学生の移動教室で利用している八ヶ岳荘について、小学校の移動教  
室でも利用できるか現在の運営管理者との協議の上試算したところ、令和元  
年度のスケジュールでは1泊2日で31枠、2泊3日で16枠を確保できる  
ことがわかった。八ヶ岳荘は教員用、児童用あわせて270名の定員である  
ため、1泊2日であればほぼ全校が実施できる計算となる。しかし板橋区か  
らの距離を考えると、1泊2日の実施では時間的な制約が大きく2泊3日  
での実施が望ましいと考えられる。2泊3日ではすべての小学校を受け入れる  
ことはできない結果となったが、一部の小学校の利用要望には応えることが  
できることが分かった。

### (2) 民間施設など、他の施設での実施

現在板橋区を除く22区のうち、9区が民間施設を利用し移動教室を実施  
しており、大半の区が宿泊費の公費補助を行っている。公費補助を行い、現  
在の保護者負担額を上げることなく移動教室が行うことができれば、代替施  
設での実施も可能であると考えられる。なお区では、平成30年度に八ヶ岳  
荘の大規模改修を行った際、八ヶ岳荘に替えて民間宿泊施設での移動教室を  
行った。この時は、区から児童全員の宿泊代に対して補助金を交付すること  
とし、保護者の負担を増やすことなく移動教室を実施した。

## 3 財政負担からの視点

財政負担の視点では、施設の存続案、廃止案の両面からそれぞれの経費を算  
定し検討を行った。経費比較では一時的な経費及び20年間の運営経費の合計  
額で比較している。

### (1) 施設存続案

榛名林間学園は開設より約40年を経過していることから、施設の老朽化が  
進み、現在は小規模な修繕を繰り返しながら運営を続けている。今後施設の継  
続使用を行うためには、大規模な改修工事を実施する必要がある。

また工事費用に加え、各種事前調査費用、基本・実施設計費用が、さらに施  
設維持管理経費である指定管理料、修繕工事費、土地賃借料がそれぞれ必要と  
なる。

## (2) 施設廃止案

施設を廃止する場合、譲渡・売却先がない場合は一時経費として原状回復費用が必要となる。また移動教室を榛名林間学園の代替施設として民間施設等で実施する場合は公費補助を行うことを想定し運営経費として算定した。ここでは仮に生徒数を4000名、一人当たりの公費補助額を1万円として算定を行っている。

## (3) 経費比較表

### 【存続案における経費内訳】

①一時経費		②運営経費（20年間）	
項目	金額（千円）	項目	金額（千円）
地盤調査経費	14,586	管理運営経費 （@50000×20年）	1,000,000
敷地測量経費	55,110		
基本・実施設計	101,772	借地料 （@2300×20年）	46,000
工事管理	33,847		
工事経費※	1,831,434		
合計（千円）	2,036,749	合計（千円）	1,046,000
①+②の合計（千円）		3,082,749	

※工事経費には、長寿命化工事、エレベーターの増築工事、アスベスト撤去工事を含む。

### 【廃止案における経費内訳】

①一時経費		②運営経費（20年間）	
項目	金額（千円）	項目	金額（千円）
解体設計	10,707	公費補助 （@10×4000×20年）	800,000
工事経費※	601,997		
合計（千円）	612,704	合計（千円）	800,000
①+②の合計（千円）		1,412,704	

※工事経費には、解体工事、アスベスト撤去工事、杭引き抜き・埋め戻し工事を含む。

## II 榛名林間学園のあり方の結論と今後の方向性

### 1 榛名林間学園のあり方の検討結果

前項の各視点による検討結果から、榛名林間学園を今後も存続・運営していくことは財政的視点から判断して非効率であること、現在の主な利用目的である移動教室事業に関して、民間施設等を代替場所とした実施が可能であること、また医療提供の不足という課題は改修工事を行ったとしても解消できないことなどの理由から、榛名林間学園を廃止し、他の方法により榛名林間学園が提供してきた役割を補完することが妥当であると判断した。

ただし廃止に向けた準備を行う必要があること、現状の指定管理者の指定期間が令和6年度までであることを勘案し、令和6年度までは運営を継続し、令和7年度に施設を廃止する。

### 2 今後の方向性

#### (1) 新しい移動教室の実施に向けた調整

令和7年度の廃止に向け、移動教室の代替実施場所の調査を実施し、現状と同等水準の移動教室の実施に向け、円滑に移行できるよう検討を進める。また経費面においても保護者負担額を上げることなく移動教室を実施するための予算措置について、関係各部・課と協議を行っていく。

#### (2) 現在の利用者への対応

青健地区委員会や社会教育団体など、現在の利用者に対しては代替施設案の提示など、廃止の影響が最小限になるよう対応を行っていく。

#### (3) 廃止後の施設について

まず廃止後の施設の譲渡・売却の可能性について調査を行う。例えば民間事業者による開発事業が可能か、サウンディング型市場調査等を行うなど施設活用の方向性を検討する。

なお譲渡・売却が見込めない場合は、群馬県立公園条例第14条により、占有期間終了後の原状回復義務が定められており、廃止後は施設の解体が必要である。

譲渡・売却及び解体のどちらの場合も土地所有者の群馬県との協議を実施していく。

## III まとめ

榛名林間学園は開設から40年以上、移動教室をはじめ多くの利用者に利用されてきたが、様々な課題や社会状況の変化から、廃止せざるを得ないとの結論に達することとなった。しかしながら「板橋区区立学校の児童及び生

徒の校外における教育活動の促進並びに区民の社会教育活動の進展に資する」という榛名林間学園の設置目的は今後も活かされるべきであり、その達成に向けて、区民サービスの向上の視点や社会情勢の変化を見据えながら、さらなる検討を続けていく必要がある。

### 【参考】廃止スケジュール案

	①指定管理・ 宿泊業務	②議会報告	③譲渡検討・ 協議	④新移動教室 検討・実施	⑤解体の場合 の各種委託	⑥土地賃借	⑦群馬県と の協議	
令和3年度	指定期間	●中間報告 ●最終報告		代替施設候補検討		群馬県から賃借3年	●施設廃止協議	
令和4年度			譲渡・売却ニーズ調査					
令和5年度		●廃止条例	サウディング調査委託	●代替案説明				
令和6年度		●現移動教室終了	●閉校式	譲渡・売却検討	新移動教室協議	解体設計委託(※)	賃借2年	●施設譲渡協議
令和7年度				譲渡・売却協議	新移動教室実施	産廃処分委託 解体委託		●土地使用期間協議
令和8年度						解体委託延長	賃借期間延長	

※解体設計委託には、アスベスト調査を含む